

埼玉大学国際交流会館レジデント・アシスタント募集要項

1 趣旨

埼玉大学国際交流会館に、レジデント・アシスタント（以下「RA」という。）として主に学生を入居させ、居住する外国人留学生・研究者（以下「外国人留学生等」という）への支援及び活動を通して、外国人留学生等が円滑な日常生活を送り、また、国際交流会館における国際交流に寄与することを目的とする。

2 応募資格

以下の条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 外国人留学生等への支援活動及び交流事業に関心のある者
- (2) 日本語及び英語等での基礎的コミュニケーションが可能である者
- (3) 学部又は大学院の正規課程に在籍する者（休学者を除く。）
- (4) 在学年限が残り1年以上ある者

3 RAの業務内容

- (1) 相談活動及び報告等
- (2) 危機管理対応
- (3) 入居・退去時の協力
- (4) 国際交流事業への参加・協力
- (5) 入居者への生活及び安全指導等
- (6) RA担当職員等との連携

4 募集人数

2名程度

5 募集期間

平成28年6月8日(水)から平成28年6月17日(金)までとします。

*提出された書類については返却致しませんので、ご了承ください。

6 選考方法

次の選考基準により書類及び面接により選考します。

なお、面接については、6月24日(金)を予定しています。

(選考基準)

- (1) RA業務を行うための時間的な余裕のある者。
- (2) 国際交流会館の業務を遂行する意欲のある者。
- (3) 外国人留学生等との交流を積極的に行う意欲のある者。

7 入居期間

平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日まで

ただし、RA としての業務履行状況などを評価のうえ、在学期間内において更新する場合があります。

8 提出書類

RA 申請書（国際室で受領または HP からダウンロードしてください。）

9 提出先

国際室

10 その他

- ・ 寄送料等は埼玉大学国際交流会館使用細則に定める額とします。（一般入居者と同じ）
 - * 経済動向により改定されることがありますのでご注意願います。
- ・ RA として 1 年以上居住した者に修了証を交付します。
- ・ RA としての入居条件以外については、「国立大学法人埼玉大学国際交流会館規則」等関係規則を準拠します。
- ・ 留学生が RA となる場合は、一般の留学生の入居期間を考慮し、最長でも 1 年以内とします。

問い合わせ先

担 当：国際室 石川

Tel: 048-858-3011 E-mail: ryugaku@gr.saitama-u.ac.jp

埼玉大学国際交流会館レジデント・アシスタントの主な業務

埼玉大学国際交流会館レジデント・アシスタント（以下「RA」という。）としての主な活動内容は次のとおりとする。

1 相談活動と報告等

- (1) 国際交流会館居住者への相談活動
- (2) RA会議への出席及び報告書の提出
 - * 定例会議は月1回程度とし、定例の報告書を提出する。
 - * ただし、RA活動及び国際交流会館運営上で必要が生じた場合は本学RA担当職員等の指示のある場合はこの限りでない。

2 危機管理対応

- (1) 火災、地震、病気、けがなどの事故発生時の対応
- (2) 国際交流担当部署（夜間にあつては夜間警備担当者）との連携
- (3) 防災訓練、交通安全講習会などの参加・協力

3 入居・退去時の手続き等への協力

- (1) 入居・退去時のオリエンテーションへの参加・実施補助
- (2) 新入居者への居室使用方法の説明等
- (3) 退去手続き及び居室点検補助
- (4) その他RA担当職員等の指示により行われる入居・退去時の業務

4 国際交流事業への参加・協力

- (1) 埼玉大学が実施する国際交流事業等への参加・協力
- (2) 国際交流会館居住者又は在学する外国人留学生の参加する自主的な活動への協力
- (3) 外部団体等との交流プログラム等への参加・協力

5 入居者への生活指導等

- (1) 共用施設・設備の衛生維持の呼びかけ
- (2) 交通安全・防災等の安全に対する呼びかけ
- (3) 他の入居者の生活を妨げる行為を行う者に対する指導・助言

6 RA担当職員等との連携

RAはRA会議の他、RA担当職員との連携を日常から心がけるものとし、緊急時には国際交流担当部署（夜間にあつては夜間警備担当者）の指示のもと対処するものとする。

* 居住者の担当人数

RAは国際交流会館1号館から3号館まで各2フロア（約20室）を担当することとし、帰省等により長期の不在がある場合は、同一建物内で連携のうえ業務を担当する。